

1 書 2 考 3 ヲ 4 決 5 議 6 之 7 交 8 渉 9 委 10 員 11 ヲ 12 設 13 ケ 14 予 15 同 16 日 17 合 18 社 19 二 20 至 21 ヲ 22 解

1 層特別年者三年以上ノ勤続者ハ日給百二十日分ニ  
2 定メテルヲ更ニ三百日分ニ増額方交渉ニナルニ何  
3 等ノ目的ヲ達スル能ハス一應ヲ掃ゲタル等稍々一  
4 却半議ノ傾需ヲ示シタルカ聯合會幹部ノ指導ニ依  
5 リ六月廿七日午後二時ヨリ長崎市公代所三丁目三  
6 番地ノ二階建室竈一棟ヲ一ヶ月三十円ニテ借り  
7 受ケ同室ニ被解雇者半議本部ヲ岩川町南九州聯合  
8 會本部ヨリ移シ以テ極力会社側ニ抗争セント意込  
9 ン  
10 之度ルモ、如ク窺知セザルニ目下ノ状態ニテ

17

No. 10